（前のページより続き）
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同六）　二五
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件（文部科学六）　二六
○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の廃止に関する件（同七）　二七
○標準倉庫寄託約款（甲）（国土交通二三七）　二七
○標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）（同二三八）　二三
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二三九～二四二）　二六
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五）　二七
○道路に関する件（東北地方整備局一一）　二九
○道路に関する件（関東地方整備局九～一一）
○道路に関する件（中部地方整備局八）
○道路に関する件（中国地方整備局五～七）　三〇
○道路に関する件（九州地方整備局九～一二）　三〇

〔官庁報告〕

官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　三〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三〇

国家試験
令和八年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　三三
基本測量関係事項公告（国土交通省）　三四

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和七年十一月分）（財務省）　三四

府　令

○内閣府令第二号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第十三条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年一月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則（令和四年内閣府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第五条　法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　譲受け予定者等の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次号において同じ。）（法人にあっては、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国。次号において同じ。）	**第五条**　法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。 一　譲受け予定者等の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）（法人にあっては、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国）